

令和8年度

黒潮消防署航空機給油取扱所施設点検委託業務

特 記 仕 様 書

高 知 県

第1条 適用範囲

- 1 本特記仕様書は、「令和8年度黒潮消防署航空機給油取扱所施設点検委託業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 疑義等

- 1 本特記仕様書に記載のない事項及び本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）の協議により定めるものとする。

第3条 暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は業務妨害（以下この条において「不当介入」という。）の排除について

- 1 乙は、暴力団又は暴力団関係者から業務の実施に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに調査職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 乙は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに調査職員に報告し、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。
- 3 乙は、調査職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。
- 4 乙が不当介入の報告を怠った場合は、「高知県物品購入関係等指名停止要領」に基づき、指名停止措置を行うものとする。

第4条 情報の保持

乙は、本業務実施中に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

第5条 貸与品

本業務の実施に必要な高知県所有の報告書および資料等は、甲が乙に貸与する。貸与資料については、破損、滅失、盗難等の事故が無いよう十分に注意し、慎重に取り扱うものとする。また、業務完了後は速やかに返納すること。

第6条 業務内容等

1 業務目的

黒潮消防署航空機給油取扱所（以下「給油所」という。）の点検業務を行うことにより、給油所を良好な状態に保ち、施設の性能を維持するとともに、安全にヘリコプターが給油できる状態を確保することを目的とする。

2 業務内容

（1）黒潮消防署内航空機給油所取扱所予防規程

乙は本業務を行うにあたり、黒潮消防署内航空機給油取扱所予防規程（以下「予防規程」という。）を遵守しなければならない。

（2）業務計画書

乙は契約後直ちに、必要な事項を定めた業務計画書を作成し甲に提出しなければならない。なお、業務計画書は、次の項目により作成すること。

- ア 作業計画書
- イ 業務体制図
- ウ 緊急連絡表

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年12月25日まで

(4) 点検内容等

乙は、別表に基づき点検を実施することを原則とするが、詳細は甲乙協議のうえ、決定する。

(5) 業務の実施要領

ア 業務責任者及び業務担当者

乙は、本業務の実施に先立ち、次の(ア)及び(イ)の実務経験、資格等を有する業務責任者及び業務担当者を選任し、当該実務経験を証明する書類、資格者証(写)等について書面をもって甲に提出する。なお、業務責任者は業務担当者を兼任できるものとする。

選任した業務責任者を履行期間の途中で変更することは、原則として認めない。

ただし、業務責任者の退職又は疾病による休暇等、真にやむ得ないと認められる場合はこの限りではない。

(ア) 航空機給油取扱所の定期点検及び保守業務の実務経験が3年以上ある者

(イ) 危険物取扱者免状(甲種又は乙4類)の取得者

イ 安全対策

乙は、本業務の実施に当たり、十分に安全対策を講じるものとする。

ウ 廃棄物の処理等

乙は、本業務の実施に伴い発生した廃棄物について関係法令により適切に処理するとともに、その処分費用を負担するものとする。

(6) 記録・報告

記録・報告の様式などの詳細は甲乙協議のうえ、決定する。

(7) 契約の変更

本業務を遂行するうえで本仕様書の変更が必要と甲が判断した場合は、甲乙協議のうえ、本仕様書を変更し、契約の変更を行う。

また、業務内容に多寡が生じた時は、甲乙協議のうえ、契約金額の変更を行う場合がある。

(8) 報告書作成

点検結果、作業簿及び点検周期等を報告書として取りまとめること。

3 成果品

(1) 納品成果

報告書 1式・・・・・・・・2部

(2) 成果品の納入

ア 業務が完了したときは、乙は、速やかに完了届を甲に提出すること。また成果品を納入し、甲の検査を受けるものとする。

イ 成果品の納入場所は、高知県危機管理部危機管理・防災課とする。

(別表)

点検項目表

No.	点検項目	内容
1	ストレーナー	開放点検及び内部清掃
2	アクアコンフィルター	エレメント交換及び内部清掃
3	給油ホース	加圧ポンプによる耐圧テスト
4	給油ノズル	開放点検及びノズルスクリーン清掃
5	緊急停止装置	作動確認
6	ポンプ	オイル交換及び芯出し確認
7	流量計	校正（キャリブレーション）
8	圧力計	基準圧力計による校正（キャリブレーション）
9	差圧計	ゼロ点及び作動確認
10	アースコード	接地抵抗値測定
11	漏油検知装置	作動確認
12	通気ノズル	外観点検
13	液面計	精度確認（実測及び機器表示値の整合性確認）
14	航空機燃料	品質検査
15	各部	外観点検、塗料による補修等